

岩手県監査委員告示第51号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 保健福祉部医師支援推進室

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成22年4月21日

(2) 本監査実施日 平成22年6月16日

3 監査結果の公表の日 平成22年8月3日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
印刷物の作成等に当たり、需用費から支出すべきところ委託料から支出しているものが4件、905,575円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	需用費から支出すべきところ委託料から支出していた印刷物等については、平成22年度当初予算において、需用費で予算措置を行った。 今後は、歳出科目の誤りがないう、室内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。